

「電子深刻？ 電子申告！ = ICカード」

情報基盤整備特別委員会

委員長 井上 新

急遽 ICカードの配布は予定より遅れることになりました。本来なら、すでに皆さんのお手元には日税連の ICカードの申し込みをするための封書は届いていたはずですが、日税連の特定認証局承認手続きが難航しているため、ICカード配布が遅れることとなりました。

もちろん、平成 16 年 2 月 2 日の電子申告の開始日には皆様のお手元に ICカードがあるように、日税連としては万全の体制を整えて望んでおります。したがって、電子申告には間に合います。

ICカードの配布作業は遅れますが、電子申告に対しての名古屋税理士会の取り組みは何ら変わることはありません。この段階でも電子申告をすることそのものに躊躇されている方々、あるいは様子見をしようという方、是非、ここをお読みください。

「電子申告にはICカードが必要です。ICカードを取得いたしましょう。」というメッセージを、10月8日に名古屋会場で、10月9日は岐阜会場で、情報基盤整備特別委員会としてお話をさせていただきました。私どもの思いが要約されておりますので、再度ここに、広報用に加筆修正し、掲載させていただきます。

「何はともあれICカードの取得」

私たち税理士全員が日税連が発行するICカードを取っていただかないと、税理士会は大変なことになります。

統一研修会では、国税局の電子申告担当官より、電子申告の講演を懇切丁寧にさせていただきました。あの時点でのご説明で、「分かった！バッチリできる」という方。どれくらいいいらっしゃいましたか。「なんだか良く分かんないぞ！」という方がほとんどではないでしょうか。むしろ今段階では当然です。

いままで、私たちが紙で申告していたものが、いきなり電子という目に見えないものに、

変わるのですからです。ただ、ここで確実に言えることは「電子申告が目の前に迫ってきた」という事実です。来年の2月には名古屋国税局管内だけで電子申告ができるようになったという事実です。後戻りはできません。

電子申告をする場合、ICカードがなぜ必要なのか。これは、紙の申告時に署名押印するのと全く同じで、ICカードで署名押印するからだをご理解下さい。税理士であることの証明を電子的に行うわけです。

とはいっても、電子申告そのものは、諸事情・諸環境の条件がありまして、すぐに利用率が上がっていくかどうかはかなり微妙な状態だといえます。例えば、納税者の住基ネットのICカードに別で加える公的個人認証番号の格納ができるのが、現在来年の成人式以降と言われていることも、一つの原因です。納税者の電子的証明する媒体作成作業が遅れているのです。

もちろん、電子申告の利用率を上げていくように全力で努力することが、私たち委員会の任務です。しかし、電子申告については、

納税者の署名押印、つまり、納税者のICカード取得という問題があり、納税者の体制が整った上で納税者に協力していただかないと、なかなか利用率は上がらなというのが現実です。

「税理士だけの問題」

しかし、ICカードの取得問題は違います。これは、税理士の署名押印に代わるものだから、税理士だけの問題なのです。税理士が無償独占を守るための、業界エゴかもしれませんが、われわれの生活そのものにかかわる問題なのです。

おそらく、現段階においても先生方の中にはいろいろな意見をお持ちかと思えます。「私は電子申告など知らん、興味ない。」「税務相談だけやるからいい。」「調査立会いだけで食っていける。」「パソコンが嫌いだ、見たくもない。」「インターネットは危険そうので好きにはなれない、怖い感じがする。」さらには「回りの様子を見てから徐々に・・・」などなど。それでも、全ての会員先生に、100%

ＩＣカードを取得していただかないといけません。

なぜか。税理士の先生全員がＩＣカードを取得されないと、税理士以外の他の人たちが電子の世界で税務申告を行うようになる可能性があります。そうなってしまうと、税理士の無償独占はなくなります。すなわち、税理士制度は崩壊します。

現在は、電子申告のできる者は、「納税者と税理士及び税理士法人」だけとされています。私たち税理士は今まで、税務申告について無償独占ができていました。そして、今のところは電子の世界でも法律で守られています。しかし、国税庁のホームページのＱ＆Ａの最初の質疑応答にもありますように、実はこれは「当面」の話なのです。「当面」ということはどういうことでしょうか。もし、私たち税理士が電子申告に協力的でなかったら、見直すということなのです。

「ＩＴ立国を支える電子申告」

新しい時代ということで、日本政府は、e

- JAPAN 構想で、2005年までにIT立国を目指しております。ITで世界に負けない国づくりを本気で目指し、法律の改正整備をしてきました。

予算に関しては、今年度だけでも、財務省は電子申告プロジェクトをモデル事業として145億円を投入しています。国は総力を上げて、電子政府を実現しようとしています。そこまでやっていって、それを実績なしで終わらせることはできません。必ず、電子申告の進捗状況が問題になります。IT立国を目指す日本にとって、電子申告はその基幹となるべき施策なのです

おそらく、われわれ税理士がもたもたしていたら、行政書士・社会保険労務士をはじめとする他の士業の方々や、さらに強烈に営業してくる一般業者に、電子申告の送信者を認めることになるでしょう。そうまでしてでも、電子申告を普及していくことは、国策として当然考えられることだと思います。実際、規制改革委員会ではすでに、「電子申告は税理士さんだけに頼らなくてもいいのではない

か。」という議論がなされています。アメリカだって、ドイツだって一般業者が電子申告をしています。

電子申告をやりたくて仕方がない人たちが、世の中にはたくさんいます。そういう方々にも電子申告をすることを認められてしまったら、皆さんの今の所得、維持できますか。顧問先は増えますか。所得が半分以下になると推定される方もいます。無償独占というのは、今までそれだけ私たち税理士の生活を支えてきたのです。

「ピンチをチャンスに」

当に、税理士業界は今までにないピンチに立たされたといえます。しかし、「ピンチはチャンス」とも言います。税理士全員がICカードを取得して、電子申告の受入体制を整えていただければ、電子の世界でも業務独占は守れます。これこそ、チャンスとなります。

日税連の森会長は、電子申告をまる受けすると言い切られまして、税理士会で認証局を構築することになりました。やがて、許可が

下りるものと思います(この部分が遅延している)が、その税理士会の認証局が発行するICカードを皆さんに取得していただきたいのです。

この、ICカードをどれだけ取得していただけるかが、今まで諸先輩方が50年間築きあげてきていただいた税理士制度を、今後も守っていけるかどうか、無償独占を維持できるか否かの分かれ目だと思っております。

「すでにある電子の世界」

先日、弁理士事務所の現場を見せていただきました。現在すでに、特許申請の原則は電子で、紙は例外だそうです。紙で申請すると手数料を余分に支払わなければならないそうです。いろいろと説明してくれたその事務所の若い職員さんは、紙での特許申請を経験していないので紙のことはあまり分かりなさいと言われました。ほぼ100%、電子で申請しているのです。弁理士さんの世界は進んでいます。現実にはそういう世界があります。

「原則が紙と電子と2つある」というのは、本来おかしくて、やがて、税理士の世界も電子が原則になるでしょう。本当に、電子の世界は想像以上の速さで実現します。パソコンのハードに関しては3ヶ月で古い技術となります。パソコンの世界では、ドッグイヤーともいわれ、常人が予測できない速さで技術は進化しています。5年前に、今のパソコンの性能や普及している状態を予測できませんでしたでしょうか。

したがって、私たちは直前に迫った電子社会に対応すべく、日税連のICカードを税理士全員が取得するべきだと思います。ICカードを取得することが、私たちが、電子申告をやる気があるという姿勢を示すことだと思っています。こういう姿勢を明らかにしていかなければ、業務独占は守れないでしょう。

「職域防衛のために」

ICカードの取得は税理士の職域防衛であることはご理解いただけるものと思います。なんとしても、多くの先生方にご協力い

ただき、I C カードを取得していただきたい
と思います。

全国の税理士、官公庁の人々その他多くの
方々が、名古屋国税局管内の税理士の行動を
注目しています。日税連は6万7000名の
税理士全会員にI C カードを取得していた
だくように準備しています。そうすること
によって、電子申告に取り組む姿勢を国税庁等
にアピールしていくということです。

私ども名古屋税理士会としては、それに、
明確な答えを数字で出して行きたいと思
います。ですから、職域防衛のためにI C カ
ードの取得をお願いする次第です。

「共に研鑽していきましょう」

具体的に、I C カードの取得の方法、電子
申告をするに当たっての手続きは、今後時間
とともにさらに明確になっていくものと思
います。私ども情報基盤整備特別委員会は、
全支部を回らせていただき、支部研修会等
でご説明させていただきます。ご質問等は
その際におたずねください。おおむね、11月中

旬から12月中旬に予定しています。

当委員会では、刻々と変化する電子申告の状況を捉え、新しいものへの挑むつもりで研鑽努力してまいります。皆様の暖かいご指導をよろしくお願い申し上げます。

なお、名古屋税理士会では電子申告対応P
Tをつくり、この問題に関して真剣に取り組んでおります。情報基盤整備特別委員会だけでは処理しきれない横断的な問題に早急に対処すべく、協議を重ねております。

なにとぞ、ICカードの取得をお願いいたします。

「何はともあれICカードの取得！」です。